

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

燕たちが風を切り海を渡って新天地に向かう頃は、不安や期待や希望を胸に新たな舞台を踏み始める季節でもあります。赤羽に本部がある眼鏡専門店で社会人の一歩を踏んでから、長いトンネルを歩み続けるように見える時期があっても、出会った人や経験が今に繋げてくれました。後悔しか残らないような失敗や挫折の経験も、無駄ではなかったと思える時がやってきます。成長の原動力や今の原点にもなり得る自分の宝ものです。今日を迎えることが出来なかった友や師の分まで今を生きるのが務めでしょう。

## 私の書棚より

○政府は予防医療重視に転換しなければならない。一方で、個人は、できるだけ健康で幸せな人生を送るためにはどう生きればいいのかという根源的な問いを突き付けられることになる。

○自動化により一部の業務が機械に置き換えられることは確かだが、自動化が進めば働き手の生産性が高まり、一人一人が生む利益も大きくなる。そうなれば、企業はそれまでより多くの社員を雇おうと考えるだろう。

「ライフシフト2」 東洋経済  
アントリュー・スコット/リンダ・グラットン著

## 税務アンテナ

□相続で事業を引き継いだ場合、相続開始日から青色申告をするためには、青色申告承認申請書を提出しなければなりません。被相続人が白色申告で相続人が事業を営んでいないときは、相続開始日から2カ月以内、被相続人が青色申告で相続人が事業を営んでいないときは、相続開始が1月1日から8月31日の場合は、4カ月以内、9月1日から10月31日の場合は、12月31日まで、11月1日から12月31日の場合は、翌年2月15日までが提出期限となります。又、相続人が白色申告で事業を営んでいるときは、事業を引き継いだ年の3月15日が提出期限となり、3月16日以後の相続では、その年は青色申告が受けられません。なお、相続人が青色申告で事業を営んでいるときは申請の必要はありません。

□生計を一にする親族の所有する建物を事業の用に供している場合には、支払った賃借料は必要経費に算入しないものとされており、受け取った親族も所得とはされません。ただし、その建物の固定資産税や修繕費、減価償却費等は、必要経費に算入することができます。なお、生計を一にしない親族に支払う賃借料は、一般の費用と同様の取り扱いとなり、受け取った親族も不動産所得の収入金額とされます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
15日	○給与所得者異動届出(市町村)
30日	○4年2月決算法人の確定申告 ○3年8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3年5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 (休日につき5月2日)

30日	○4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき4月28日)
-----	--

今月の贈る言葉『自然はその法に従うものに豊かに報いる』 by 二宮尊徳